

ボリングブルックの名誉革命観

——憲政とデモクラシーを中心に——

入江正俊

一、はじめに

イギリスにおける近代民主主義の歴史において名誉革命 (Glorious Revolution 1688-89) をいかに評価するのか。無血革命 (イングランド以外のスコットランドやアイルランドでは無血ではなかったが) と評されるこの革命は、従来からさまざまな評価が与えられてきた。⁽¹⁾ 一般に名誉革命がイギリス憲政の発展において立憲君主制の基礎を確立させたとして、革命の意義を強調する考えが受け入れられてきたと言える。一方で、主として保守主義に属するとされる側においては、名誉革命を単なる「国王の交代」あるいは「政府の交代」に過ぎないとする考えも存在してきた。名誉革命は古来の憲政の回復であって、イギリス憲政の伝統への回帰であり、時の支配階級を倒して根本的に体制を変革する意味

での「革命」と言えるものではなかったとの主張である。⁽²⁾ 他方、イギリス名誉革命の歴史的意義をまったく評価しない考えも、一八世紀後期の急進派の中に見られるのである。⁽³⁾

このように、イギリス名誉革命をいかに捉えるのかという問題に対し結論を出すことは容易なことではないと言える。だが、さまざまな思想家が、この革命をいかに評価したのかを見ることによって、その思想家の近代民主主義への思いや立場を知り、理解することは可能なように思われる。したがって、ボリングブルック (Henry St. John Viscount Bolingbroke, 1678-1751) の名誉革命観を検討することは、彼の民主主義への見方を理解するうえで有益であると言えるであろう。

本稿の目的は、名誉革命についての、とりわけ革命によって形成されたイギリス憲政についてのボリングブルックの考えを検討し、彼の近代民主主義への態度やその意義を考察することにある。

注

- (1) G・M・トレヴェリアン著松村越訳『イングランド革命 一六八八―一六八九』みすず書房、一九七八年、浜林正夫『イギリス名誉革命史』上下、未来社、一九八一―八三年、友清理士『イギリス革命史』上下、研究社、二〇〇四年参照。
- (2) E・バーク著、水田洋、水田珠枝訳『フランス革命についての省察、ほか』(世界の名著三四)、中央公論社、一九六九年、E・バーク著、中野好之訳『現代の不満の原因・崇高と美の観念の起源』(バーク著作集二)、みすず書房、一九七三年、E・バーク著、中野好之訳『アメリカ論・プリストル演説』(バーク著作集一一)、みすず書房、一九七三年、小松春雄『イギリス保守主義史研究』、御茶の水書房、一九六一年参照。
- (3) T・ペイン著、小松春雄訳『コモン・センス』、岩波文庫、一九九〇年、T・ペイン著、西川正身訳『人間の権利』、岩波文庫、一九七一年参照。

二、ボリングブルックの社会契約観と名誉革命

ボリングブルックの名誉革命観について、とりわけ彼の革命後のイギリス憲政についての考えを検討する場合、彼の名誉革命に対する基本的な理解を見ておく必要がある。そのためには、社会契約説に対する彼の考えの特徴を検討することが必要となる。

周知のように、名誉革命を理論的に擁護するために著されたのが、ジョン・ロック (John Locke, 1632-1704) の『統治二論』(Two Treatises of Government) である。⁽¹⁾ したがって、名誉革命を支持することは、ロックの理論を受け入れることを意味することにもなる。それゆえ、この時代の思想家の多くがロックの思想の基盤の上に、議論を打ち立てていたと言つてよい。けれども、名誉革命達成の過程で、革命を支持するとしても、必ずしも社会契約の帰結として革命を捉えない考えが存在していたことも事実である。すなわち、社会契約という契約は歴史上存在しなかったものであつて、それゆえ社会契約を根拠として名誉革命がなされたとは言えない。したがって、こうした契約によつて革命を正当化することはできないとの主張である。

たとえば、革命を支持したウイリアム・テンプル (Sir William Temple, Bart 1628-99) は社会契約論には批判的であつた。彼は、人民を国家の形成の主体者とする社会契約の考え方を受け入れない。ただ、統治が人民の同意に基づいてなされることが理想の統治なのである。また、シドニー (Algernon Sidney 1622-83) の国家論 (いわゆる「ピラミッド型国家の理論」) も、君主制が前提となっているのであつて、けつして人民の主體的な政治参加を目指すものではなかつたのである。⁽²⁾ この時代の思想家のほとんどがむしろ革命を社会契約の帰結とする見方を回避していたと言える。

さらに、一八世紀末における名誉革命の見方についても、社会契約を名誉革命の根拠とする考えを批判する主張がなされた。たとえば、イギリスへのフランス革命の影響に危機感を抱いたE・バーク (Edmund Burke 1729-97) もその一人であったことは周知のとおりである。彼は名誉革命によって制定された「権利章典」(Bill of Rights 1689) の中に自然法という用語は見られないとし、社会契約を否定する。彼は、名誉革命とフランス革命を比較し、フランス革命の流血の理由を自然権思想による平等の主張にあるとする。彼によれば、国の歴史や政治は人民がかつてにつくったり壊したりできるものではなく、人間の及ばない、神の計画に従って発展してきたのである^③。

このような契約説批判の根底には、民衆の政治参加、民衆の力によってなされる革命は許容されえないとの考えがあったと言つてよい。いわば、民衆の参加する統治をポピュリズムとみる見方である。民衆が、彼らの力によって主体的に現実の政治に参加し、行動し動かすことは、そしてそのことに民衆が自信を持ち確信を抱くことは、名誉革命体制の維持にとって危険であるとの思いが見られるのである。だが、名誉革命達成のプロセスの中で、その背景に民衆のパワーが存在していたことを否定することはできないであろう。その意味で、名誉革命を思想的に擁護したジョン・ロックの社会契約論(原始契約)が、名誉革命の一つの側面を反映していたと言えよう。そして、自由で平等な人間からなる自然状態から出発し、政治権力の正当性の根拠は究極的に人民の信託にあるとする社会契約の考えによつて、革命を擁護するロックの影響は、名誉革命体制を乗り越え世界史の中で近代民主主義を推し進める原動力となるのである。

それでは、ボリンブルックの見方はいかなるものであったのか。ここで、革命以降の彼の憲政観を理解するうえで彼の社会契約についての考えの特徴を見ておこう。

社会契約説について触れる場合、やはりホッブズ (Thomas Hobbes 1588-1679)⁽⁴⁾ とロッキの考えが基準となるであろう。したがって、ボリングブルックの考え方と、この両者との相違や同一性について論じなければならない。この点について若干述べてみよう。⁽⁵⁾

ボリングブルックは、自然法について次のように考える。彼は、ロッキとは異なり自然法を生得的なものとは考えない。ボリングブルックは、ホッブズと同様に自然法は、理性によつて発見された後天的なものとする。すなわち、自然法は「経験と観察によつて事物の現実の構成から後天的に集められたもの」、と彼は考えるのである。⁽⁶⁾

しかしながら、自然状態については、ボリングブルックの考えはホッブズとは異なる。もちろん、ボリングブルックは、ロッキのように自然法が初めから働いているとは考えない。自然状態は「戦争と暴力と相互交互の抑圧の状態」であるとしており、この点でホッブズに近い考えである。だが、ボリングブルックは、ホッブズのように、自然状態において人は絶対的個人の状態でいたとは考えない。ボリングブルックによれば、自然状態とともに社会が成立するのである。⁽⁷⁾ すなわち、自然状態と家長の支配権を絶対とする家族形態原理に基づく社会が同時に始まったと、ボリングブルックは考えるのである。そうであるから、ボリングブルックによれば自然状態が孤立した人間からなるとするのは「ロッキらしからぬ言葉」⁽⁸⁾ であつて、歴史的事実とは異なるとされるのである。彼によれば「人は、本質的に社会を形成するよう向けられた。というのは、人は、本来社会なしにあるいは個々人の状態で存続しえないからである。そして社会を維持するために、人は統治を形成するように向かう。というのは、統治なくしては無政府状態に陥り、社会は存続しえないことになるからである。⁽⁹⁾ あらゆる統治の究極の目的は、人々の善である。統治は、人々のために形成されうるのであつて、人々の合意なくして形成されえなかつたのである。⁽¹⁰⁾」

もちろん、名誉革命を支持するボリングブルックは、フィルマー (Robert Filmer, 1590^⑪-1653) の絶対君主制の理論をも拒否する。ボリングブルックは、フィルマーの王権の根拠をアダムの家長権から導き出す考えを「ばかげたこと」として退ける。ボリングブルックによれば、自然社会から政治社会に発展するためにはやはり契約が必要なのである。ボリングブルックは言う。「家族あるいは家族群、そこから生じる村落は、しばしば相互の利益のために互いに結合する。：それまで本能とともに働いていた理性が、いまや本能にとって変わる。彼らは、契約によって平和的に連合し、合意によって法を制定し、政治社会の成員になるのである。^⑫」

このように、自然状態における絶対的個人が存在を受け入れないボリングブルックにとって、当然に契約の主体は個人ではなく、家族や集団にあることになる。彼は、契約の主体として「自由で平等な人民」を想定してはいない。ボリングブルックの契約は、ロックの社会契約のような個人間の契約ではないのである。^⑬したがって、ボリングブルックにおいては、名誉革命はロックのような個人間の契約である社会契約の帰結ではないことになる。そして、契約が家族間の契約であるとすれば、名誉革命以降の体制は混合政体であるとの考えにつながりうるとも言える。このように、ボリングブルックは、名誉革命体制を社会契約説に基づく体制とは見ない。彼はむしろこれを統治契約と考えていたのかもしれない。

このような彼のあいまいな見方は、名誉革命とそれ以降のイギリス憲政の一つの現実を反映していたとも言えよう。彼は来るべき一八世紀末の前史となる時代において、現実的に活動しなければならぬ在野陣営の理論家・政治家でもあったのである。

こうしたボリングブルックの名誉革命の見方を前提として、彼はウォルポール陣営との政争の中で、革命以降の憲政

の性格をいかに捉えていたのか。以下検討したい。

注

- (1) ジョン・ロック著加藤節訳『完訳 統治二論』、岩波文庫―新訳、二〇一〇年刊参照。
- (2) 浜林正夫『イギリス名誉革命史 上巻』一九七頁。
- (3) E・バーク著、水田洋、水田珠枝訳『フランス革命についての省察、ほか』参照。
- (4) トマス・ホッブズ著水田洋訳『リヴァイアサン』全四巻、岩波文庫、一九九二年参照。
- (5) Cf.I.Kramnick,Bolingbroke and His Circle :The Politics of Nostalgia in the Age of Walpole, Harvard,1968,pp.165-66.
- (6) Bolingbroke,Fragments or Minutes of Essays,in the Works of Lord Bolingbroke,4vols.,London,1844 (Kelley, 1967), Works,vol.IV,p.242.
- (7) Ibid.,pp.182,195.
- (8) Ibid.,p.195.
- (9) ボリングブルックは、統治と自由について次のように考える。「人は社会を形成し、統治に服するために自由の一部を放棄した。」彼によれば、自由と統治は決して対立するものではない。「十分な自由のない統治が専制政治に墮落するように、統治のない自由は放縱に墮落するのである。」「良き統治は正当な自由を支え、正当な自由は良き統治を支える」(The Idea of a Patriot King,p.390.) このようにボリングブルックの中に、いわゆる自然権思想における自由の観念を見出すことはできない。彼が考える自由は「legal」な自由であり、いわゆる生まれながらの権利としての自由ではないと言える。
- (10) Bolingbroke,The Idea of a PatriotKing,Works,Vol.II,p.390.
- (11) Bolingbroke,Fragments or Minutes of Essays,Works,vol.IV,p.199.
- (12) Ibid.,p.189.

(13) Ibid., p.189.

三、イギリス憲政と混合政体・権力分立

ボリングブルックは、名誉革命によって形成されたイギリス憲政をいかに捉えていたのか。まずはその基本的な見方について若干検討してみよう。

ボリングブルックによれば、イギリス憲政の本質にあるのは権力の均衡であった⁽¹⁾。したがって彼によれば、名誉革命の目的は、憲政のバランスを崩壊させた絶対君主制復活の体制を終わらせ、議会と国王との均衡を回復させることにあった。彼によれば「われわれが指摘するような憲政において、全体の安全は諸部分間の均衡に依存し、諸部分間の均衡は相互の独立に依存すること以外に確実に明白なことはない⁽²⁾」のである。すなわち、彼によれば「われわれの統治に関する重要な憲政が維持され長期間信頼されてきたのは、一つの制度的に存在する君主、貴族および庶民の三者の諸権力の混合とそれらの相互依存にあった⁽³⁾」のである。

このようにイギリス憲政を混合政体と見なす⁽⁴⁾ボリングブルックにおいては、権力を分散してその乱用を防止しようとするのが、名誉革命により確立された憲政の本質であつて、それによって体制の安定的維持がなされうると考えたのである。そのためには国家の機能をそれぞれが代表する国政上の機関に分担させる権力分立について、彼は具体的に論じなければならなかった。彼によれば、イギリス憲政においては庶民院および貴族院に立法権、国王に行政権、さらに貴族院に最高司法権がそれぞれ属しているということであつた。ボリングブルックは言う。「大英帝国におけ

る国王は、立法において拒否権を有する最高の長官である。国王には行政権が委託されている。それにわれわれが大権と呼んでいる権限と特権が付託されている。議会の両院は、諸権利と特権を有しており、その中のいくつかは両院に共通し、その他は各院に特有なものである。各院は、法案を準備しそれを通過させ、あるいは他の院から送付された法案を否決する。各院は、官吏の解任を請求し、発言し、助言しそして意義を申し立てる権限を有する。最高司法権は貴族院に属する。庶民院は国民の大陪審であつて、国民の経費について判断しそれに従つて（国王に）補助金を与える権限は庶民院に属するのである^⑤」

このように、ボリングブルックによれば、権利章典にあるように、国王には行政権だけでなく、立法権の一翼をも担うのである。すなわち、「こうした規定に従い、わが王国の慣行が定める官吏の最高の地位として、行政権は国王に委ねられているけれども、立法権ないし最高権は、憲政によつて三つの身分に委譲されている。国王は、その中の一人である^⑥」名誉革命以降の憲政を混合政体とするボリングブルックは、国王による専制政治の復活の防止だけでなく、庶民院に対しても立法権を独占させることも許されないとしたのである。

それでは、それぞれ独立した国王・庶民・貴族三者のもとで国家の意思はいかに形成されるのか。先に述べたように、ボリングブルックは三権力の独立のみ主張しているわけではない。彼によれば、三者の均衡が保たれるためには、それらの間に相互依存の関係が必要なのである。その限りにおいて、各権力の独立が認められるということになる。したがつて、混合政体と権力分立との関係が問題となるのである^⑦。その点について、ボリングブルックはいかに考えるのか。

混合政体と権力分立については、おおよそ次のように言うことができる。すなわち、混合政体とは、独立した諸身

分がともに立法権を担うことであつて、具体的には君主、貴族および庶民が主権を分割することを意味する。一方、権力分立とは、諸機関が国権の機能をそれぞれ分担し行使することである。従つて、混合政体では諸権力の意思の統合の実現が問題となる。一方、権力分立においては、諸権力の「チェック アンド バランス」の確保が不可欠となる。ボリングブルックの解釈によれば、名誉革命により形成された憲政の基本的原理は混合政体であつて、国政運営のために権力分立が主張されたのである。こうした彼の考えが、モンテスキューの権力分立論に影響したと言われる⁽⁸⁾ところである。

注

- (1) Cf. Bolingbroke, *Of the Constitution of Great Britain, A Collection of Political Tracts*. By the Author of the *Dissertation upon Parties*, pp. 253-55.
- (2) Bolingbroke, *Remarks on the History of England*, 1743, London, p. 137.
- (3) Bolingbroke, *A Dissertation upon Parties* 1733-34, Works, Vol. II, p. 119.
- (4) Cf. I. Kramnick, *op. cit.*, pp. 137-152.
- (5) Bolingbroke, *Remarks on the History of England*, p. 82.
- (6) Bolingbroke, *A Dissertation upon Parties* 1733-34, Works, Vol. II, p. 117.
- (7) このような混合政体についてのボリングブルックの考えに対しては、ウォルポール陣営から現実の統治の運営の観点から厳しい批判がなされた。Cf. I. Kramnick, *op. cit.*, pp. 124-26
- (8) I. Kramnick, *op. cit.*, pp. 148-49. Cf. R. Shackleton, *Montesquieu, Bolingbroke and the Separation of Powers*, in *French Studies*, vol. iii, 1949, pp. 25-38.

四、議会の独立と限界

ボリングブルックの理解では名誉革命で確立したイギリス憲政の本質は、混合政体であったのであるが、彼はとりわけ議会の地位や役割についての議論を重視している。そこには、彼の時代の憲政における権力間のバランスの破壊すなわちウォールポール政権下での行政権への立法権の従属という現実があったのである。こうした現実は、彼には憲政を解体する危険な統治に見えたのである。したがって、当然に議会の独立という問題に力点が置かれることになったのである。ボリングブルックは言う。「議会は、自由の防御物である。…このことが、イギリス国民の集合体が代表者に付与する高貴で主要な事項である。…いかなる奴隷制よりも、議会の腐敗と両院に対する国王と彼の大臣の影響力による議会の奴隷化、すなわち王権への議会の絶対服従ほど、われわれに効果的に定着するものはない。…われわれは専制意思によって統治される状態に戻る。われわれの憲政は、ただちに解体される。…両院の独立と自由に依存する安全は、全体の安全を保障する要である。この要が取り除かれるとすれば、憲政は破滅する^①」

このように、イギリス憲政の均衡が破壊されていると考えるボリングブルックにとって、ウォールポール政権の腐敗手段を用いてのいわゆる「議会操縦」、行政への議会の従属の状態は、国民の自由にとつても最も危険なものであったのである。したがって、イギリス憲政における議会の独立の回復は、ボリングブルックにとつて緊急で重大な問題となっていたのである^②。

一方で、前述したように議会の独立の主張にもかかわらず、名誉革命以降のイギリス憲政に対するボリングブルックの解釈では、議会の万能性すなわち議会主権は否定される。彼によれば「議会はなしえないこともある。…立法権

は最高権であつて、ある意味で絶対的であると言えるけれども、専制権力ではない^③のである。彼によれば、議会には一定の限界があるのである。「われわれの憲政は、つねに君主と国民の間の、代表と集合体（選挙母体）との間の契約である。」^④

このように、ボリングブルックの名誉革命後の憲政についての理解は、混合政体が基本であつて、近代立憲主義の「最高機関たる議会」という觀念からも、そしてその後確立されていく議院内閣制度の点から見ても、彼のこうした見解は曖昧であつたと言わざるをえない。とはいえ、ウォルポール政権下での行政への議会の従属を阻止することこそが、彼の現実的な政治目標であつたのである。このような彼の時代の政治的現実の中で名誉革命の原則のもとに憲政を回復させるべく、「議会の独立」が強調されていったのである。以下に見るように、そこにはまた彼の主張の現代的意義があつたと言えよう。

ところで、このようなボリングブルックの議会の独立の主張は、前述したようにけつして議会主権を意味するものではなかつたのであるが、一方で有権者の地位を無力化するものでもなかつた点を注意しておかなければならない。以下その点を検討する。

ボリングブルックが問題とする名誉革命後の憲政の危機は、「統治の車輪に油を注し、統治をより円滑により容易に行うのに役立つ^⑤」とする、ウォルポール政権の腐敗手段による議会の操縦という点にあつた。実際に、ウォルポール長期政権を可能にした最大の要因の一つに、年金や官職等による議会の多数派工作があつたのであるが、それは選挙において、そして選挙後は議員に対して行使されたのである。ボリングブルックにとつて、こうしたウォルポールの統治は、名誉革命前の絶対王制を目指すジェームズ二世（James II, 1633-1701 在位1685-88）の専制的な統治の

復活に見えたのである。このため、議会の独立の回復は急務であった。けれども前述したように、こうした議会の独立は、彼にとつてけつして絶対的な独立を意味しているわけではなかった。背景にある彼が期待した有権者の力が、そこにはあつたのである。

かくて、議会の王権への従属の問題に関し、ボリングブルックは憲政の擁護のために、有権者の選挙による影響力行使の必要性の考えに至るのである。そのためには、いかなることが必要か。ボリングブルックが重視したのは、議員の「任期」という問題であつた。すなわち、彼によれば議員に「任期を設定することが、良き統治のための方策であつた。任期によつて、良き統治は効果的に維持され、悪しき統治を支持するものは腐敗手段以外にはなにもない」ということになるのである。

こうした「任期」の問題は、実際に名誉革命以降の議会でも重要な争点となつていた。ジョージ一世 (George I 1660-1727 在位1714-27) 時代に成立した七年議会议法は、一七世紀の憲政への王権による侵害と同じであると、彼は断じたのである。彼は言う。「ジェイムズ二世による宗教と自由に対してなされた直接間接の企てから、われわれを救済するために、われわれの憲政を主張し、改善し、国民の平和、名誉および幸福を最終的に一六八八年名誉革命の基盤の上に打ち立て、臣民の自由と財産を確実なものに位置付けること、これらが名誉革命の公にされた企図であれば、こうした企図は臣民がこれを支持し、選挙の自由と議会の開会が頻繁になされ、議会の完全さと独立がしっかりと用意されなければ、完全に達成されなかつたであらう。」⁷⁾

ところで、ここで注意しなければならない点は、ボリングブルックが議会の独立にとつて必要なことは、頻繁な開会だけでなく、議会が頻繁に選挙され有権者の審判を受けなければならぬと主張している点である。この問題で彼

が重視するのが、名誉革命以後の憲政の基本原則を定める権利章典の第一二条にある「議会は頻繁に開催されるべき」についての規定である。彼にとって、この規定は、議会の独立および人民の自由という点から言えば不十分なものであった。彼は言う。「われわれの自由が安全であるためには、単に議会が頻繁に開会されるだけでなく、同じく議会は頻繁に更新されねばならない。そうでなければ、自由は失われるのである。」⁽⁸⁾

さらに名誉革命を契約の結果とする観点から、ボリングブルックはこうした憲政の利益として次の三点を指摘する。「第一に、選挙民がこの王国の代表者に委ねる信任は、委ねる期間が短期間であればあるほど安全なことはないと言ふことである。第二は、この期間が延長される場合、その延長の期間が引き伸ばされればされるほど国民の安全は脅かされ、自由が危険にさらされるのである。第三に、議会が腐敗されやすい状況のもとで、こうした信任の期間を引き伸ばすことは、一六八八年の憲政に規定された利点、すなわち議会の腐敗がひどくなる前に選挙民が新たな代表者を選出するという賢明な方法によって議会の腐敗を治癒しようとする利点を台無しにする危険を生じ、国民はただ服従するか（これは苦痛なことであるが）、あるいはきわめて困難な抵抗の道に踏み出すかの二者択一に追い込まれることになるのである。」⁽⁹⁾

このように、頻繁な選挙という手段を確保できなければ、究極的に体制の安定と平和を失うことになる、ボリングブルックは警告するのである。それゆえ、議会の「頻繁な選挙」は名誉革命の最も重要な原則なのである。「憲政の明確な意思」は国民が「国民の代表者が国民的苦情に関して厳格に適法な形で連絡を取り合い、訴え、そうした苦情を救済するための頻繁な機会」、「国民が代表者に委ねる信任の履行を質すために代表者を召喚し、彼らを再選するか否かによって代表者の行為を問いただすための頻繁な機会」を有するということである。「われわれの憲政は、君

主が権力を乱用し、議会がその信任を裏切ることを想定している。そして人間の英知がある限り、君主と議会が彼らに対する完全な統制がないとしても、長期にわたり権力を乱用し、その信任を裏切り続けることはできないということとを、われわれの憲政は期待しているのである。¹⁰⁾」

前述したように、こうしたボリングブルックの主張の背景に、当時争点の一つになっていた議会法の問題が存在していた。名誉革命後の一六九四年に三年議会法が成立し、少なくとも三年に一度の開会だけでなく、庶民院議員の人氣は三年と規定された。しかし、実際には議会の開会については毎年開かれることが常であった。¹¹⁾さらにボリングブルックにおいては、議員の選挙についても毎年選挙されることが必要だとの考えであった。彼は言う。「多数の議員が、官職、金銭の贈与や年金によって腐敗させられてしまうまで長期間同一の議会が存続し続ける慣行をなくすためには、毎年選挙される議会という古い法的手続きを再び復活させることであった。¹²⁾」だが、この主張は三年議会法に代わり議員の任期を七年に引き伸ばした一七一六年制定の七年議会法の廃止にあったのであるが、実際には毎年選挙を理想とするボリングブルックも、少なくとも三年議会法の復活が野党結集のためにも現実的で妥当であると譲歩している。ウィッグ与党の政府による七年議会法の狙いは、トーリ党の一部とジャコバイトの議会進出の阻止にあった。けれども、ボリングブルックによれば、この法は明らかに権利章典違反の法律であって、名誉革命後の憲政に反する法であった。すなわち、この七年議会法は、革命以前のチャールズ二世 (Charles II 1630-85 在位1660-85) やジェームズ二世のいわゆる「長期議会」への逆行であって、ウイリアム三世 (William III 1650-1702 在位1689-1702) とメアリ王妃 (Mary II 1662-94 在位1689-94) の即位と同時に国王と国民の間に、議会と国民の代表団との間に締結された原始契約に明らかに反するものであったのである。

ところで、こうしたボリングブルックの代表観に対して、当然に与党であるウォルポール陣営から、あまりに急進的であるとの反論がなされている。この背景には、一七三二年からの内国消費税に反対する国民の請願等による反政府運動の高揚に対する危機感があつたと言える。ウォルポール陣営側からの反論は、およそ次のようなものであつた。イギリスの立法はイギリスにおいて唯一絶対の権力である。したがって、国民といえども立法に対しいかなる発言もすることはできない。国民は選挙においてのみ権限を行使しうるのであつて、選挙の後には、立法について国民のために行動する議員に対し唯一の権力が与えられているのである。「国民は、憲政が維持されている限りにおいて、議員に対するいかなる法も制定し、どの程度の税率を定めるかについて訓令する権利を持ちえない。ただ議員が助言を求め、国民は議会に対して請願するだけである。国王にとって、議会のみが国民の声なのである。ボリングブルックが言うように、選挙民に権限を与えるとすれば、イギリス憲政は庶民の力が増大するため、崩壊するであろう。また、代議制を不安定にし、混沌としたものにしてしまうであろう。」¹³⁾

ボリングブルックの「頻繁な選挙」の主張は、議会が頻繁に選挙されることにより有権者の意思を反映させることが、イギリス憲政の本質であるというものであつた。この点で権利章典の規定よりも近代民主主義の発展において、彼は一步前進していたと言えよう。

さて、ボリングブルックは議会のもう一方の院である貴族院について、議会の独立の観点からいかに考えていたのか。周知のように名譽革命後のイギリス憲政においては、今日のような「下院優位の原則」はまだ見られない。権利章典にあるように、庶民・貴族両院は法的に対等の関係にあつた。だが、彼の議論においては、当時の議会政治の庶民院の実質的優位という現実が前提とされている。その限りでボリングブルックは、貴族院に対してもその政治的役

割を期待するのである。

ボリングブルックが議会の独立の観点から検討するのは、王権と貴族院との関係である。彼は次のように言う。「貴族をつくる権限は、王権に属するので、理論上貴族院は王権の影響のもとにあり、王権に対して適切な統制を加えることはできない。それに反し、国王は庶民院議員を選出する際にそれに干渉することはできない。…一旦貴族になったものおよびその子孫が、憲政の規定に従いその地位が剥奪されない限り、貴族院に議席を占め、議論し投票する権利を有するとすれば、私が述べてきたこの種の影響力は取り除かれるであろう。統治における貴族院の役割は、国王や国民に従属しないので、彼らが中間的秩序をつくり、憲政の監視のもとに適切な媒介者となりうる。」⁽¹⁴⁾このようにボリングブルックは、国王と庶民院の間の緩衝装置としての貴族院の憲政上の地位を期待するのであるが、一方でこの考えは名誉革命以降のイギリス憲政の民主的発展を認識し得ず、彼の貴族主義的保守的性格を示すものであると言えよう。

注

- (1) Bolingbroke, A Dissertation upon Parties 1733-34, Works, Vol. II, p. 93.
- (2) こうした彼の議会の独立の主張に対して、ウォルポール陣営やヒューム (David Hume, 1711-76) などが反対し異論を唱えている点に注意。¹⁵⁾
- (3) Bolingbroke, A Dissertation upon Parties 1733-34, Works, Vol. II, p. 150.
- (4) Bolingbroke, A Dissertation upon Parties 1733-34, Works, Vol. II, p. 150.
- (5) Ibid., p. 94.

- (6) *Ibid.*, p.95.
- (7) *Ibid.*, p.89.
- (8) *Ibid.*, p.100.
- (9) *Ibid.*, p.102.
- (10) *Ibid.*, p.101.
- (11) 「議会の頻繁な開会は、名誉革命後まもなく勃発した毎年の支出を必要とする戦争の続行の結果によるものであった。戦争続行によって、議会の毎年開会が確立した。すべての公的歳入が前国王のものだった時代とは異なり、まさに、戦後においても議会は「一年に一回あるいは二回も招集される必要はなかったとしても、国王は議会の協力なしには、容易に、安全に、長期間統治を続行することはできなくなっていた」のである。」 *Ibid.*, p.100.
- (12) *Ibid.*, p.99.
- (13) I.Krannick, *op.cit.*, pp.125-26, 175, 171. このウォルポール陣営の主張が、バークの代表観に、またボリングブルックの主張が後の急進主義のそれにそれぞれ影響を及ぼしていたことは周知のところである。
- (14) Bolingbroke, *A Dissertation upon Parties* 1733-34, Works, Vol.II, p.118.
なお、当時在野陣営により、国王の新貴族創造権を制限しようとする「貴族法案 (Peerage Bill)」が提出されていた。この法案は、原則として国王の新貴族創造権を6名以内限定することで庶民院の優位を阻止しようとするものであった。

五、国王と名誉革命原理

国王に関するボリングブルックの議論が、彼の思想の中で大きな比重を占めていることはよく知られているところである。もちろんそれは、彼がトーリー党の理論家であるとの理由に起因するのであるが、注目すべきは、彼の君主観

がけつして伝統的なトリーのそれではなかったことである。^①この点について、名誉革命後の憲政の中での彼の国王観について若干検討してみよう。

これまで見てきたように、名誉革命を支持するボリングブルックは、もちろん王権神授説に立つてはいない。名誉革命以来のイギリス憲政は、絶対主義への決別の体制であつて、彼の国王観もまた当然にそこから出発するのである。^②だが、名誉革命以降の憲政の発展が、必然的に「国王は君臨すれども統治せず」の方向に向かつているにもかかわらず、このような考えはボリングブルックには見られない。けれども、名誉革命以来のイギリス憲政の基本は混合政体であつて、ウォルポール政権の統治が、事実上国王大権を利用した絶対主義の復活であると見なす以上、彼の見方では絶対王制批判は不可欠であつた。ボリングブルックによれば、イギリス憲政は制限君主制なのである。

それでは、名誉革命以来のイギリス憲政における王権への制限について、ボリングブルックはどのように考えていたのだろうか。彼によれば「君主が統治のルールを排他的に独立して打ち立てることは必然ではない」^③と考える。すなわち、名誉革命によつて確立されたイギリス憲政は、法に基づく制限君主を前提としている。「国王は、英知によつて国家に対し：人民の同意によつて、確立されたルールに従つて統治しなければならない」^④のである。もちろん、ボリングブルックにおいてはこのような国王に対する制限は、けつして君主形態の本質を破壊するものであつてはならないのである。すなわち「制限君主の口実のもとに」イギリスの立憲君主制を変更することは許されない^⑤のである。

こうしたボリングブルックの君主観は、ピューリタン革命による共和制の復活への警戒が背景にあるのであるが、一方では名誉革命以前の「悪名高き専制政治」の復活への恐れもあるのである。君主制が、場合によっては自由の喪

失の原因となってきたことも歴史的事実である。したがって、ボリングブルックにとって、君主制と自由を両立させることが必要なものであって、「自由の精神が存続する限り、自由を維持するに必要なあらゆる制限は、君主制とは矛盾しない」⁽⁶⁾のである。要するに、民衆の自由が確保されるためには王権への制限が必要であるけれども、その制限は君主制を弱体化するものであってはならないのである。彼の考えは、共和制と絶対君主制への両面批判であって、名誉革命によって確立された憲政の擁護なのである。こうした主張は、もちろん彼の目指すトーリ党とウィッグ党の連携のための両陣営の極端派の廃除にあったことは言うまでもない⁽⁷⁾。そして、彼によれば、この憲政上の王権の制限を保障するのが、先に述べた均衡のとれた統治であった。具体的には「あらゆる執行権は国王の手にもつぱら握られているのであるけれども、立法権は三権の意見の一致なしには執行されえない」⁽⁸⁾のである。それは、名誉革命以降の憲政が要請する君主制・民主制・貴族制の間のバランスが維持される統治であって、それによって専制的政治は廃除されることになるのである⁽⁹⁾。すなわち、ボリングブルックによれば、名誉ある革命によって形成された、彼の時代のイギリス憲政は、ほとんど改善の余地のない完璧なレベルに達している。ここでは、悪しき国王は制限され、良き国王すなわち愛国者国王は自由におかれているのである⁽¹⁰⁾。

さらに、ボリングブルックは言う。「真の意味で、愛国者でない国王は容易に、安全に、名誉と尊厳をもって、あるいは実際に存分な力をもって、イギリスを統治しえない。だが、今や愛国者である国王は、すべての名誉をもって、たいていの絶対君主制が誇ると同じ位の権力をもって、さらにしっかりとした同意のもとに、行使に当っては効果的な権力を持って、統治しうるのである」⁽¹¹⁾。

このように、ボリングブルックは、名誉革命によって確立した憲政は立憲君主制であるとする一方で、前述したよ

うに、共和制批判への言及にさらに迫られた。それは、ボリングブルックの君主観が共和制の復活を意味するとのウォルポール陣営によるキャンペーン¹²の攻撃にさらされていたからである。確かに、一六八五年のモンマス公 (James Scott, 1st Duke of Monmouth 1649-85) の反乱の失敗以来、共和主義は現実のイギリス政治において完全に影響力を失っていた。だが、ピューリタン革命の恐怖は国民の中に依然として存在しており、それだけにボリングブルックの君主制の擁護は不可欠であったのである。

さらに言えば、一七三四年総選挙の敗北が、ボリングブルックの議会不信、人民への懐疑を一層強めていった点も見逃すことはできない。彼によれば、自由に適合した法秩序といえども、人民が腐敗していけば¹³、自由にとって弊害となるのである。これは新法によっても救済しえない。というのは、法は腐敗した人民の生き方に適合してしまうからである。それゆえ、腐敗した人民のもとでは自由な共和制は存在しえないのであって、腐敗した民衆は王権によってのみ正されうるのである。¹⁴したがって、ボリングブルックにおいては、君主制は諸政体の中で欠くことのできないものなのである。自由な君主制においてこそ、民主制と貴族制とがうまく調和しうるのであって、こうした政体の要となりうるのである。¹⁵

このように、自由な立憲君主制を中心とする政体は、共和制よりも優れているとボリングブルックは考えるのである。前述したように、民衆の腐敗が拡大すれば、新たな法や統治をもつてしても自由は決して維持しえない。名誉革命により復活した古来の憲政のものでこそ、自由は回復維持される。すなわち、民衆の精神に古来の憲政の精神を注入することによって、それは可能となるのである。彼によれば、自由な君主制は、絶対に腐敗することはないと言い切るのである。¹⁶

このように、ボリングブルックが拒否するのは、ピューリタン革命時の共和制の復活である。過去の思想家が述べてきたように、彼も歴史的に共和制はけっして成功しえないのであって、それどころか共和制の崩壊後に生まれるのは必然的に専制政治であると考えられる。彼によれば、腐敗した共和制のもとでは秩序と制度が、たとえ完璧に維持されていても、その腐敗は決して治癒されえない。すなわち、腐敗した共和制は、形式的な「自由の仮面」をかぶった政体であつて、「よき目的」ではなく、「悪しき目的」に奉仕する事実上専制的な政体となるのである。当然「専制政治や恣意による統治は、偽りの安定であつて、けっして本物の安定ではない。」それに反し、立憲君主制の君主は暴力をふるうことなく、民衆の心の中に自由の精神を新たに吹き込むことができるのである。

こうした君主制への擁護は、一方で前述した「総選挙敗北」による議会不信、政権交代への絶望感によるものとも言えるが、こうした君主こそが、ボリングブルックによれば愛国者国王なのである。この愛国者国王の登場によつてのみ、名誉革命の原理に立った憲政を回復することができるのである。「腐敗が政府の政策から取り除かれ、愛国者国王が王位に就くやいなや、憲政の精神が復活し、憲政の秩序と制度が、本来の精神に復帰し、それによつて専制政治に対する自由の擁護が可能となるのである。¹⁷⁾

なお注意しておきたい点は、当時周知のように、マキャヴェリ (Niccolo di Bernardo Machiavelli, 1469-1527) の主張を援用して、この時代を理解し、その解決策を求めようとする手法が見られた。¹⁸⁾ ボリングブルックも例外ではなかった。だが、君主と人民の関係について言えば、ボリングブルックはマキャヴェリとは異なる。彼は、人民を受動的な存在とは捉えない。この点は『愛国者国王の理念』において強調されているところである。彼によれば、王権はあくまでも人民の信託に基づいている。「国王の権利はトラストであり、人民の権利が固有のもの」なのであり、それは

譲り渡すことのできない「唯一不可譲の権利」なのである。¹⁹⁾彼のこうした考えは、限界を伴いながらも権利章典を超え、名誉革命以降のイギリス憲政における国民主権の発展を見据えていたとも言えるであろう。

注

- (1) 拙著「ボリングブルックのイギリス君主制観」(日本大学『政経研究』第三四巻第四号、平成一〇年)七四三頁以下参照。
- (2) ボリングブルックは名誉革命についてウイリアム二世を「偉大な救世主ウイリアム」と述べている。Bolingbroke, On the Power of the Prince and the Freedom of the People, Works, Vol. I, p. 511.
- (3) Bolingbroke, The Idea of a Patriot King, Works, vol. II, p. 382.
- (4) Ibid., p. 382.
- (5) Ibid., pp. 382-83.
- (6) Ibid., p. 383.
- (7) Cf. Bolingbroke, A Dissertation upon Parties, 1733-34, Works, vol. II, pp. 74-5.
- (8) Bolingbroke, The Idea of a Patriot King, Works, vol. II, p. 382.
- (9) Cf. Bolingbroke, Of the Constitution of Great Britain, A Collection of Political Tracts, By the Author of the Dissertation upon Parties, London, 1748, p. 253-55.
- (10) S. W. Jackman, Man of Mercury, An Appreciation of the Mind of Henry St John Viscount Bolingbroke, Pall Mall Press, 1965, p. 123.
- (11) Bolingbroke, The Idea of a Patriot King, Works, vol. II, p. 378.
- (12) The London Journal, no. 726 (26 May 1733) ではボリングブルックが「奇跡的に共和主義者となった」と揶揄されている。
- (13) Cf. Bolingbroke, On Luxury, A Collection of Political Tracts, By the Author of the Dissertation upon Parties,

London, 1748, p. 72.

(14) I. Kramnick, op. cit., pp. 165-66.

(15) Bolingbroke, The Idea of a Patriot King, Works, vol. II, pp. 395-96.

(16) Ibid., p. 396.

(17) Ibid., p. 396.

(18) I. Kramnick, op. cit., pp. 165-68. Cf. J. Hart, Viscount Bolingbroke Tory Humanist, 1965, London, pp. 117-43, J. G. A. Pococke, The Machiavellian Moment, Princeton, 1975, pp. 423-61. 拙著「ボリングブルックの愛国者国王論」(日本大学『政経研究』第三六巻第二号、平成一一年)六二五—二九頁参照。

(19) Bolingbroke, The Idea of a Patriot King, Works, vol. II, pp. 391-92. 君主と人民の間の統治契約も強調されている。Cf. Bolingbroke, On Liberty and Original Compact between the Prince and People, A Collection of Political Tracts, By the Author of the Dissertation upon Parties, London, 1748, p. 284.

六、 おわりに

以上のように、ボリングブルックは名誉革命によって確立されたイギリス憲政を混合政体であるとし、制限君主制の体制とみていた。ウォルポール政権の行政優位の統治を絶対君主制の復活と見なす彼には、この統治は明らかに憲政に違反しており、けっして許容できないものであった。いわゆる「腐敗手段」によって議会を従属させ、長期政権を通して後の産業革命への基盤を準備した諸政策を進めるウォルポールの統治は、トリー党の彼には到底受け入れえないものであった。したがって、ボリングブルックの目的は、彼の時代を名誉革命によって確立された憲政の原点に

引き戻すことであつた。このことは、名譽革命が将来の共和制復活への道を阻止するものであつたとすれば、ボリングブルックの見方は、革命の本質を少なからず理解していたとも言えるであろう。

名譽革命後の憲政の現実の中で主張された議会の独立や代表等に関する彼の議論は、選挙資格等の問題において限界を有していたとしても、近代民主主義の原理に合致する側面をも有していたと言える。けれども、「自由で平等な人々」による契約そこからの人民主権という社会契約の本質を彼は受け入れることはできなかった。したがって、名譽革命以降のイギリス憲政の中に近代から現代民主主義への発展の流れを理解することはできず、やはり思想的制約を、彼は免れ得なかつたと言えよう。

